農業用施設・機械等の貸借契約書

　貸主 〇〇 〇〇（以下、「甲」という。）と借主 〇〇 〇〇（以下、「乙」という。）とは、以下の農業用施設・機械等について、使用貸借契約を締結した。

（貸借物件）

第１条　　甲は、その所有にかかる下記の土地、建物、農機を乙に対し、貸し出し、乙

　　　　　はこれを借り受ける。

記

　土地及び建物の別 敷地面積 (床 面 積)　　　場所 又は 構造　　残存耐用年数

・土地・建物　　　　　　㎡（　　　㎡）

　・土地・建物　　　　　　㎡（　　　㎡）

　・土地・建物　　　　　　㎡（　　　㎡）

　・土地・建物　　　　　　㎡（　　　㎡）

　農業機械名　　　 型 番　 　規格や能力など　　保管場所　　残存耐用年数

　・

　・

　・

　・

　・

（用途及び維持管理）

第２条　　乙は、本貸借物件について、農業用に使用することとし、農業経営が維持

　　　　　されるよう管理するものとする。但し、補助事業を活用して本貸借物件の

　　　　　修繕及び再取得を行う場合、乙は、処分制限年数（耐用年数）が満了するま

　　　　　で農業を継続し、維持管理を行うものとする。

（使用貸借の期間）

第３条　　甲は、この契約を解除し、本貸借物件の明け渡しを請求することができる。

　　　　　但し、本貸借物件について、補助事業を活用して修繕や再取得を行う場合、

甲は、処分制限年数（耐用年数）が満了するまで、乙の使用を認めるもの

とする。

（修繕及び再取得を行う者）

第４条　　本貸借物件について、修繕及び再取得の費用は、乙の負担を基本とする。

但し、天災、地変、その他の不可抗力などにより本貸借物件が損害を被った

際は、修繕及び再取得方法を双方で協議し決める。補助事業を活用して修

繕及び再取得する場合、双方で協議し、申請者を決め、合意の上、事業申請

を行うものとする。

（補助事業により修繕及び再取得した物件の貸借に係る負担限度額）

第５条　　甲が補助事業を申請し、修繕及び復旧を行い、乙に有償で貸し付ける場合、

復旧事業費負担額（申請者の自己負担額）と復旧施設の耐用年数等で算出

される額以内とする。乙が補助事業を申請し、修繕及び復旧を行う場合、甲

への償還請求は、乙が負担した額の範囲内とする。

（譲渡及び転貸等）

第６条　　乙は、本貸借物件の使用貸借権を譲渡、又は、転貸しようとする場合、あら

かじめ甲の承諾を得るものとする。

また、乙が補助事業を活用した修繕を行う際に、改築や機能の強化などを

行う際は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

（解除）

第７条　　甲は、乙が前項の条件を違反したと判断される場合並びに農業用に供して

いないと判断される場合、契約を解除することができるものとする。

（原状回復）

第８条　　乙は、本契約が終了したときは、直ちに可能な限り現状に復して、甲に返

還すものとする。

（協議事項）

第９条　　本契約に定めがない事項が生じたときや、本契約の解釈に疑義が生じたと

きは、相互に誠意をもって協議・解決する。

以上のとおり、契約が成立したので、本契約書を２通作成し、各自署名押印の上、

各１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印